

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (54) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (20) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条 別表第二第66の項、法別表第二主務省令第37条
②提供先における用途	特別児童扶養手当の認定 特別児童扶養手当の所得状況届の内容審査
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条 別表第二第67の項、法別表第二主務省令第38条
②提供先における用途	障害児福祉手当の認定 障害児福祉手当所得状況届の内容確認 特別障害者手当の認定 特別障害者手当所得状況届の内容確認 福祉手当所得状況届の内容確認
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先6	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条 別表第二第94の項、法別表第二主務省令第47条
②提供先における用途	保険料賦課要件の確認 保険料の減免等申請の要件確認 保険料の徴収猶予の要件確認 居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件の確認 介護予防サービス費等の額の特例申請の要件の確認 高額介護サービス費の支給の要件の確認 高額介護予防サービス費の支給の要件の確認 特定入所者介護サービス費の支給の要件の確認 特定入所者介護予防サービス費の支給の要件の確認 特例特定入所者介護サービス費の支給の要件の確認 特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件の確認 旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給要件の確認 旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給要件の確認 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業対象者の要件の確認 社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置対象者の要件の確認 離島等地域における利用者負担額軽減措置対象者の要件の確認 中山間地域等の地域における利用者負担額軽減措置対象者の要件の確認
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先7	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条 別表第二第1の項、法別表第二主務省令第1条
②提供先における用途	全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者の認定
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先8	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条 別表第二第2の項、法別表第二主務省令第2条
②提供先における用途	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定 全国健康保険協会被保険者の高齢者被保険者の一部負担割合の軽減の認定 全国健康保険協会被保険者の入院時食事療養費の支給決定 全国健康保険協会被保険者の入院時生活療養費の支給決定 全国健康保険協会被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定 全国健康保険協会被保険者の高額療養費の支給決定 全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定 日雇特例被保険者の被扶養者の認定
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先9	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条 別表第二第3の項、法別表第二主務省令第3条
②提供先における用途	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定 健康保険組合管掌健康保険の高齢者受給者の一部負担金割合の軽減の認定 健康保険組合被保険者の入院時食事療養費の支給決定 健康保険組合被保険者の入院時生活療養費の支給決定 健康保険組合被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定 健康保険組合被保険者の高額療養費の支給決定 健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先10	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条 別表第二第4の項、法別表第二主務省令第4条
②提供先における用途	船員保険の被保険者の被扶養者の認定
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先11	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条 別表第二第6の項、法別表第二主務省令第6条
②提供先における用途	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定(遺族年金) 遺族年金の後順位者への支給決定 被扶養者の認定 船員保険法による療養の給付の受給(高齢受給者の一部負担金の軽減の認定) 船員保険法による療養の給付の受給等(食事療養費標準負担額の軽減に関する支給決定) 船員保険法による療養の給付の受給等(生活療養費標準負担額の軽減に関する支給決定) 限度額適用・標準負担額適用認定証の交付 船員保険法による療養の給付の受給等(高額療養費の支給決定) 船員保険法による療養の給付の受給等(高額介護合算療養費の支給決定)
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先12	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条 別表第二第42の項、法別表第二主務省令第25条
②提供先における用途	<p>高齢受給者証の交付 基準収入額適用申請の確認 国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額の認定 国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給 国民健康保険法による保険外併用療養費(入院時食事療養費)に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給 国民健康保険法による入院時生活療養標準負担額減額の認定 国民健康保険法による入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給 国民健康保険法による保険外併用療養費(入院時生活療養)に関する標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給 国民健康保険法による限度額適用・減額認定証を提出しなかったことによる入院時食事療養費、入院時生活療養費又は保険外併用療養費の支払った額の支給 国民健康保険法による限度額適用認定証の申請の認定 国民健康保険法による限度額適用認定証・標準負担額軽減額認定証の申請の認定 国民健康保険法による特定疾患対象療養の申請の認定 国民健康保険法による特定疾病の保険者の認定 国民健康保険法による高額療養費の支給 国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給 国民健康保険法による高額介護合算療養費の通知 保険料(税)の賦課 国庫補助等の算定</p>
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	随時

提供先15	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条 別表第二第48の項
②提供先における用途	<p>第3号被保険者の資格取得の届出の認定 第3号被保険者の種別変更の届出の認定 第3号被保険者の配偶者に関する届出の認定 第3号被保険者の資格取得の特例届出の認定 保険料全額免除の申請の処分 保険料全額免除の申請の処分(継続免除) 保険料一部免除の申請の処分 若年者納付猶予の申請の処分 若年者納付猶予の申請の処分(継続免除) 学生等の保険料納付の特例に係る処分 保険料納付の免除勸奨 国民年金法による保険料の徴収 国民年金保険料による保険料その他徴収金を滞納する者に対する督促及び滞納処分 老齢基礎年金の裁定の請求 特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者の老齢基礎年金の裁定の請求(66歳到達後) 老齢厚生年金の受給権を有していた者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の裁定の請求 老齢基礎年金の受給権者に係る加算事由該当の届出 障害基礎年金の裁定の請求 障害基礎年金の支給の停止の解除の申請 障害基礎年金の支給停止の申出の撤回 障害基礎年金の改定の請求 障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の改定の請求 障害基礎年金の受給権者に係る加算額対象者の届出 障害基礎年金の受給権者に係る支給停止事由消滅の届出 支給停止されている障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合当該障害基礎年金の支給停止事由消滅の届出 遺族基礎年金の支給停止解除の申請 遺族基礎年金の裁定の請求 遺族基礎年金の支給停止の申出の撤回 寡婦年金の裁定の請求 中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定の請求 支給停止解除の申請 支給停止の申出の撤回 支給停止に関する届出 障害年金の裁定の請求 障害年金の改定請求 障害福祉年金等の支給停止 年金確保支援法による国民年金第3号被保険者(種別変更・種別確認)3号該当届の届出</p>
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	随時

提供先16	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条 別表第二第91の項
②提供先における用途	退職共済年金の裁定の請求 支給停止解除の申請 併給調整事由消滅の届出等 支給停止解除の申請 配偶者を有するに至った場合の届出 新障害等級に該当しなくなったときの届出等 支給停止の申出の撤回
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先17	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条 別表第二第101の項
②提供先における用途	退職共済年金の裁定の請求 退職共済年金の加給年金額加算開始事由該当の届出 退職共済年金の支給停止事由消滅の届出 障害者特例の請求 障害共済年金に関する配偶者を有するに至った場合の届出 障害共済年金の支給停止事由消滅の届出 遺族共済年金の転給等の請求 遺族共済年金の支給停止事由消滅の届出 障害年金の支給停止事由消滅の届出 遺族年金の転給の請求 通算遺族年金の転給の請求 退職年金等の支給停止事由消滅の届出 併給の調整による支給停止の解除の申請等 支給停止の申出の撤回
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先18	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条 別表第二第107の項、法別表第二主務省令第54条
②提供先における用途	認定の請求
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条 別表第二第116の項
②提供先における用途	子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先20	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条 別表第二第27の項、法別表第二主務省令第20条
②提供先における用途	市町村民税の課税(家屋敷課税) 個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用 国民健康保険税の賦課
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[1万人以上10万人未満]</div> <div style="width: 45%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	随時